

生駒市施設内動画広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生駒市広告掲載要綱（平成20年10月10日施行。以下「要綱」という。）に基づき、本市の施設に映像機器（以下「モニター」という。）を設置し、広告映像等を放映する動画広告（以下「施設内動画広告」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 施設内動画広告に広告を掲載できる者、広告の内容等は、要綱及び生駒市広告掲載基準（平成20年10月10日施行。以下「掲載基準」という。）に定めるところによる。

(モニター設置対象施設等)

第3条 施設内動画広告を放映するモニターの設置対象施設等については、市と協議の上、市が指示する施設内の設置場所に設置するものとする。

(広告の放映時間及び放映枠)

第4条 施設内動画広告の放映時間については、市の施設における開館又は開庁時間から閉館又は閉庁時間まで放映するものとする。

2 施設内動画広告におけるの放映枠は、15枠とし、1枠当たりの放映時間は、1サイクル6分間のうち15秒間とする。

(広告の掲載申込等)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、市が広告の取扱業務を委託した事業者（以下「広告取扱業者」という。）に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出を受けた広告取扱業者は、要綱、掲載基準及びこの要領（以下「要綱等」という。）の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、適当

と認める場合は、掲載する広告の映像案を市が定める期日までに提出し、市の承認を受けなければならない。

3 市は、前項の規定により提出を受けた広告の映像案について、要綱等の規定に基づく審査を行うものとし、広告主、広告の内容等が要綱等に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、広告取扱業者に広告の内容の修正等を求めることができる。

4 広告取扱業者は、前項の規定による修正等の求めがあったときは、速やかに対応しなければならない。

5 広告取扱業者は、市が指定する期間内に限り、掲載を予定している広告を市の承認を得て変更することができる。

(広告映像の制作)

第6条 広告取扱業者は、前条第2項に基づく市の承認を受け、広告映像を作成するものとする。

2 前項に規定する広告映像を作成する費用は、広告取扱業者の負担とする。

(広告料)

第7条 広告主が広告取扱業者に支払う広告料は、広告主と広告取扱業者との契約において、取り決めるものとする。

(広告放映の取消し)

第8条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の放映を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに掲載する広告映像案の提出がないとき又は広告内容の修正等の求めに応じないとき。

(2) その他広告を放映することが適当でないとする事由が生じたとき。

2 前項の規定により放映を取り消した場合において、市は、広告取扱事業者が市に納入すべき広告料の減額を行わず、広告主及び広告取扱事業者に対して賠

償の責任を負わない。

(施行の細目)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。